資　料　1
（第39回　監視円卓会議）

北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議
（第３８回）

議　　事　　録

日　時：平成２８年６月２日（木）午後２時３０分開会
場　所：Ｐ　Ｃ　Ｂ　処　理　情　報　セ　ン　タ　ー

１．開　　会

【事務局】

まだ１名の委員がお見えになっておりませんけれども、定刻になりましたので、ただいまから北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議を開催させていただきます。

本日は、皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課の廃棄物担当をしております土肥と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、おおむね１６時３０分ごろを目途に終了したいと考えてございますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、皆様にお願いでございますが、本会議は議事録を作成し公表しておりますので、ご発言の際には必ずマイクをご使用いただきますようお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局の湯谷局長よりご挨拶を申し上げます。

【湯谷局長】

ただいまご紹介がありました北海道の湯谷でございます。

本年４月の異動によりまして、環境局長を仰せつかり、ＰＣＢ廃棄物を担当することになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、眞柄委員長を初め、委員の皆様方、そして関係者の皆様には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから道の環境行政の推進に多大なるご協力をいただいていますことに、この場をおかりしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の監視円卓会議でございますが、本年度最初の開催となります。前回の会議から約３カ月半が経過しておりますが、この間の事業の進捗状況などについてＪＥＳＣＯから説明していただくほか、事務局から環境モニタリング結果等についてご報告させていただきます。

また、この５月にＰＣＢ特別措置法が改正されておりますので、環境省から改正の概要について説明していただくことになっております。

現在、国におかれましては、法改正に伴う政省令や基本計画の見直しに向けた作業が進められているところでございますが、今回の改正では、計画的処理完了期限より前の処分の義務づけのほか、新たに使用中の製品にも規制対象が拡大されまして、期限内の廃棄が義務づけられたところでございます。

都道府県等の権限といたしましては、報告の徴収や立入検査の対象範囲の拡大などがされておりまして、道といたしましては、新たな権限も効果的に活用いたしまして、ＰＣＢ廃棄物や使用機器の確実な処理をさらに進めてまいりたいと考えているところでございま

す。

最後になりますけれども、委員の皆様には、本日、限られた時間ではございますけれども、忌憚のない意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、本日、オブザーバーとしてご出席いただいております環境省の角倉産業廃棄物課長よりご挨拶をいただきます。

【環境省】

ただいまご紹介にあずかりました環境省で産業廃棄物課長を務めております角倉と申します。

眞柄委員長を初め、委員の皆様方におかれましては、本日、大変お忙しい中、お時間を割いていただき、また、日ごろよりＰＣＢ廃棄物の処理に格別のご理解、ご協力を賜っておりますことをこの場をおかりして改めて御礼申し上げたいと思います。

私ども環境省におきましては、地元の皆様方とのお約束である計画的処理完了期限内のこの処理を一日も早く達成するために、これまで取り組みを進めておったところでございますが、この場でもいろいろな委員の方々からもご指摘賜りましたように、国としての取り組みとしてまだまだ不十分な点が数多くあると、このように私どもとして実感をしているところでございます。

こうした認識のもと、さきの通常国会、きのうで国会は閉会になりましたので、今年の通常国会にＰＣＢ特別措置法の改正案を私どもとして提案させていただき、その改正法律がことしの５月２日に、無事、国会で成立して公布されたところでございます。

この改正法の内容につきましては、改めて担当のほうからご説明申し上げたいと思いますが、ポイントを申し上げますと、まず、計画的処理完了期限よりも前の段階でＰＣＢ廃棄物の処分を義務づけると、このようなことを法律上、明確にさせていただいたところでございます。したがいまして、計画的処理完了期限より前の段階で処分がされていない事業者に対しては、改善命令等をしっかり出せると、改善命令違反に対しては罰則を問うことができる、このようなかなり厳しい規制を法律の中で改めて盛り込ませていただいたところでございます。

さらに、これまで数多くご指摘いただいていた部分として、使用中のＰＣＢ機器に対する取り組みが不十分ではないかというご指摘を数多くいただいていたところでございますが、これにつきましても、使用中の高濃度のＰＣＢ使用製品についても計画的処理完了期限よりも前にこれを廃棄することを義務づけるという思い切った措置を盛り込ませていただいたところでございます。

さらに、先ほど湯谷局長のほうからもお話がございましたが、こうした取り組みをしっかり進める上で、各都道府県の皆様方の法律上の権限も拡充させていただき、さらには、最後の手段として、行政代執行によって計画的処理完了期限内の処理を確実なものとすると、こうした措置も新しく法律の中に盛り込ませていただいたところでございます。

私どもとしては、この法律を改正しただけで全てがうまくいくとは思っておりませんで、この新しい法律に基づいた取り組みをいかに実効あるものとしていくのか、これが今後、私どもに課せられた課題であるかと思っております。

この改正法の施行は、８月までに施行するということで今、急ピッチで準備作業を進めているところでございまして、そのために基本計画の見直し作業、さらには、政令・省令等、細かいこの規則の部分も、今、見直し作業を関係省庁とも話をしながら急ピッチで進めているところでございます。

私どもといたしましては、引き続き地元の皆様方の声に十分耳を傾けながら、安全性の確保を第一とした上で、一日も早いＰＣＢ廃棄物の処理完了に向けて、引き続き全力を尽くしてまいりたいと、このように考えておりますので、引き続き、どうかご指導、ご助言いただけますよう、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

ここからの進行は、眞柄委員長にお願いいたします。

２．議　　事

【委員長】

それでは、第３８回目の円卓会議を始めさせていただきたいと思います。

まず最初に、配付資料の確認をしたいと思いますので、ご紹介ください。お願いします。

【事務局】

事務局の北海道循環型社会推進課の橘と申します。よろしくお願いいたします。

配付資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上に次第がございまして、その次に出席者名簿、配席図とお配りしております。

その次からが資料になってございまして、まず、資料１として前回の円卓会議の議事録がついております。

その次に、資料２が資料２－１から２－７までございまして、資料２－１がＰＣＢ廃棄物の処理の状況、資料２－２が北海道事業の進捗状況、２－３が稼働状況、２－４がトラ

ブル事象等について、２－５が緊急時対応マニュアルの変更についてでございます。そして、２－６が環境モニタリングの測定結果、２－７が立入検査の実施状況です。そして、資料３につきましては資料３－１と３－２がございまして、資料３－１がＰＣＢ特措法の概要、資料３－２がＰＣＢ特措法の条文となってございます。

参考資料としましては、参考資料１として北海道ＰＣＢ処理事業だより、参考資料２として安全衛生環境活動計画・実績表、参考資料３として平成２７年度の環境モニタリング概要がついております。

資料の不足や読みにくいものなどがございましたら、随時、事務局のほうまでお申しつけいただければと思います。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、最初の議事は、前回の議事録ですが、あらかじめ確認をお願いしておりましたので、特にご意見がなければ、これで決定をいたしたいと思います。

（「異議なし」と発言する者あり）

【委員長】

それでは、そういうことにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続いて北海道事業の進捗状況についてであります。資料に基づいてＪＥＳＣＯのほうからご説明ください。お願いします。

【ＪＥＳＣＯ】

ご報告をさせていただく前に、私のほうから、一言、ご挨拶申し上げさせていただきたいと存じます。ＪＥＳＣＯの取締役をお引き受けしております由田でございます。

眞柄委員長を初めとする委員の皆様方、室蘭市、北海道庁ほか、関係の皆様方、環境省の方々には、平素より北海道ＰＣＢ事業につきましてご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

前回の監視円卓会議におきましては、昨年１０月に北九州事業所において発生いたしました排気中のベンゼン濃度が協定値を超過する事案につきまして、その原因と再発防止策をご報告申し上げました。

関係の皆様には、これまで大変ご心配をおかけしてきておりますが、その後の状況について、この場をおかりしましてご報告させていただきます。

ＪＥＳＣＯでは、現在、北九州市と環境省のご指導をいただきながら、再発防止策に一つ一つ着実に取り組んでいるところでございまして、先般、管理運営面にかかわります再発防止策がプラズマ溶融分解設備の試運転におきましてしっかりと機能していることを北九州市及び環境省に確認していただきました。これを受けまして、プラズマ溶融分解設備

につきましては、４月２８日に操業を再開させていただきました。

また、この事案の原因となりました液処理設備につきましては、先月、改造工事が完了しまして、現在、試運転を行っているところであります。引き続き、安全を最優先に取り組んでまいるつもりでございます。

また、北海道事業所では、昨年度より、東京都を含みます１都３県の安定器等汚染物の登録を開始させていただきまして、今年度から処理を行っているところでございます。

今後、この登録をさらに進めていくことになり、また精査しなければならないものもありますが、ＪＥＳＣＯとしましては、安全を最優先に１道１５県及び１都３県にある安定器等汚染物を確実に処理してまいりたいと考えております。

本日は、お配りの資料にありますとおり、ＪＥＳＣＯからは北海道事業の稼働状況やモニタリング結果などにつきましてご説明させていただきます予定であります。

今回も、活発なご指導、ご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

【ＪＥＳＣＯ】

それでは、資料２－１から説明させていただきます。

私は、この４月に新しく所長に就任しました松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、資料２－１、ＪＥＳＣＯにおけるＰＣＢ廃棄物処理事業の現況でございます。

これは、全国５事業所の概要について説明したものです。前回の円卓会議から特段変更ございませんので、こちらの説明は省略させていただきます。

続きまして、資料２－２、北海道事業の進捗状況でございます。これも、経過をずっと並べておりまして、最後の８ページ目が最新の情報になります。

８ページ目をごらんください。

平成２８年、前回の円卓会議が２月１５日にございました。その後、３月２９日に広域協議会、そして、先月、５月２５日にＰＣＢ処理情報センターの消防訓練を実施しております。そして、６月２日、本日の午前中ですが、地元室蘭市民の方々向けに北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業の報告会を実施したところでございます。

資料２－２は以上でございます。

続きまして、資料２－３です。

施設の処理の状況について数字をまとめてございます。

１ページ目が当初施設の関係です。

１ページ目は受け入れ状況、めくって２ページ目の上の表が処理の状況です。４月末現在までの数字をまとめておりますが、トランス類では下の黄色の色のつけた欄になります。トランス類が３，３０８台、コンデンサが４万９，４１１台ということで、処理進捗率はその下にあります８０％を少し超えたところでございます。その下は、この１年間のトランスとコンデンサの処理実績を棒グラフと折れ線グラフで示したものでございます。

続きまして、３ページ目ですが、上のほうが純ＰＣＢの処理の量でございます。下のほうが有価物の払い出し実績、ＪＥＳＣＯがお金をもらって有価物として払い出したものの表になります。

それから、めくっていただいて４ページ目の上の表が産業廃棄物として払い出した実績です。真ん中の表が廃活性炭の産業廃棄物として払い出した実績、一番下の表が低濃度のＰＣＢを含んだもの、無害化認定施設へ払い出した実績でございます。いずれも処理につれて数字を積み重ねてきているところでございます。

５ページ目は、増設施設、安定器類のプラズマ溶融分解施設での処理の実績となります。

５ページ目が受け入れ状況ですが、今回から１道１５県以外に東京エリアの１都３県の数字も別に欄を設けて示させていただいております。下の表にありますけれども、今年度４月から１都３県のものを受け入れております。右のほうにありますが、下のほうの１都３県からは４月に２５トンの廃棄物を受け入れたことになっております。

めくっていただいて６ページ目ですが、今度は増設施設で処理をした実績になります。

こちらも１道１５県と１都３県について欄を分けて数値をまとめております。下の右のほうにありますけれども、１都３県分に関しては、先ほど２５トンぐらい受け入れたという数字がございましたが、そのうちの２１トンを処理した形になります。

真ん中の小さな表に進捗率を示しております。こちらも、従来の１道１５県と１都３県を別々に表としてまとめております。進捗率ですが、１道１５県では５８％、１都３県はまだ始まったばかりですので０．８％、これらの数字を合算しまして、合計では３２％という数字となっております。

下のグラフは、各月ごと、この１年間の安定器類の処理した重量を示しております。

最後、７ページ目になります。増設施設からはスラグと固形物が払い出し物として出ます。こちらも、ごらんの数字のとおりでございます。

資料２－３についてはここまでの説明となります。

【ＪＥＳＣＯ】

続きまして、資料２－４と２－５について説明させていただきます。

ＪＥＳＣＯ安全対策課長の中尾でございます。

まず、資料２－４のトラブル事象等についてですが、前回の監視円卓会議以降に報告、公表したトラブル事象はございませんでした。

二つ目ですけれども、不具合事象等の公表件数についてでございます。

本年２月１日から４月３０日までの分でございますけれども、合計で不具合事象は１３件、不具合事象未満は１６件でございました。これらにつきましては、行政のほうに報告の上、当情報センターにて公表しているところでございます。

なお、５月分につきましては、現在集計中でございまして、今月１０日に報告、公表す

る予定でございます。

続きまして、資料２－５の北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る緊急時対応マニュアルの改訂についてでございます。

この資料の説明の前に、恐れ入りますが、参考資料の２－１と２－２をごらんください。

昨年度の安全衛生環境活動の計画と実績表でございますけれども、昨年度の安全衛生環境目標につきまして、労働災害ゼロ、教育、訓練の各６回以上の実施を目標として掲げていましたが、残念ながら４月に不休労働災害が１件ありまして、労働災害ゼロについては残念ながら未達でございました。教育、訓練につきましては、記載のとおり教育１２回、訓練１３回ということで、十分達成しているところでございます。

また、環境目標につきましても環境汚染事故ゼロ、ＥＭＳの維持と継続的改善について外部監査は指摘等なしということで、目標を達成しているところでございます。

続きまして、次のページですけれども、参考資料２－２、平成２８年度安全衛生環境活動計画・実績表でございます。

昨年度とほぼ同じ内容でございますが、安全衛生の年間目標につきまして、安全教育６回以上は同じですけれども、防災訓練各施設７回以上と変更しております。これは、今年度から総合防災訓練を当初・増設合同で実施するというように計画を変更しまして、その分、各施設も防災訓練を追加すると、単独の防災訓練をそれぞれ実施するということで、トータル７回以上と変更したところです。

これを踏まえまして、先ほどの資料２－５に戻っていただきたいと思います。

緊急時対応マニュアルの改訂について、平成２５年の５月３１日付で承認を受けたものが現在のマニュアルとなっております。ただ、これにつきまして実態と合わないところが出てきましたので、改訂する予定としております。

まず１件目でございますが、自衛防災組織についてでございます。

現在のマニュアルでは、当初施設、増設施設それぞれに設備担当の副所長がいるという想定で作成しておりまして、緊急異常事態が発生した場合の初期対応、自衛防災隊立ち上げ後の指揮本部長の役割を副所長が担うとしておりました。

ところが、本年４月１日の人事異動によりまして、本事業所につきましては、副所長１名体制として、これは当初施設を担当することとし、増設施設は運転管理課長が設備担当という形に変更となっています。

そのため、副所長がそれぞれ担当するということで、齟齬が生じましたので、そこの部分は、運転責任者という言い方に切りかえまして、第２条の定義のところに（１２）として「運転責任者　当初施設または増設施設の運転管理責任を有する者で、緊急異常事態が発生した場合に指揮本部長に指名される者いう。」という一文を追加し、関連する条文の「副所長」を「運転責任者」に変更することで整合を図りたいと考えております。

２件目は、防災教育訓練についてでございます。

現在の緊急時対応マニュアルは、防災隊員に実施すべき教育訓練として訓練のみの部分しかないというところがございました。実態としては防災教育も実施しておりますので、この表に「教育」として「緊急時対応教育」と「安全衛生教育」を記載することとし、充実させたいと考えております。

もう１点、先ほど申し上げました総合防災訓練でございますけれども、現在は当初施設及び増設施設それぞれで年１回以上実施するという記載になっております。これを今年度から合同での総合訓練という形になりましたので、総合訓練の実施頻度を年１回以上に変更するということで変更したいと考えております。

先ほども申し上げたとおり、この総合訓練の回数が減りますので、部分訓練をふやすという形にしてその分の防災の力をしっかり蓄えるようにしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

では、これまでのＪＥＳＣＯからの説明について、ご質問やご意見がございましたらどうぞお出しください。

【○○委員】

北九州が一時停止していて、一部は再開し、今、試運転をされているということですけれども、その影響はどういうふうに考えられていますか。影響というか、何カ月間かとまっていますね。そのとまっているのに対して総合的な最後の期限があると思うのですけれども、それに対してそういう不安がないのか。また、そのことによって無理を重ねることなく、安全にやっていただきたいなと思っておりますので、その辺のところをお聞かせください。

【ＪＥＳＣＯ】

大変ご心配をおかけして申しわけございません。

北九州事業所のまずはトランス、コンデンサでございます。

全般的に、トランス、コンデンサに関しましては、基本計画の改定の後に少しスピードを上げていたということで、若干の余裕がもともと生じていたことに加えまして、豊田事業所のエリアに車載トランスが律速因子として多くあり、かなりの量を北九州事業所で処理する予定にしておりましたが、豊田事業所のほうも少しスピードを上げることができており、このあたりをたまたま速くするという方向を向いていましたので、この半年近いトランス、コンデンサの施設の停止に関しまして、なお少し余裕があるという状況に現在はなっております。

それから、プラズマのほうですが、これは全面停止をする期間を大変短くしていただき

ましたので、もともと余り余裕はないわけですけれども、ここのところも何とかとめた期間を最短にさせていただきまして、割合早く再稼働させていただいているという状況の中で、当初の計画どおりやれるのではないかと考えております。

【委員長】
私から一つ伺いますが、１都３県の安定器等が４月から室蘭に搬入されるようになったのですが、主たる輸送形態はどういう形になっていますか。

【ＪＥＳＣＯ】
大体がトラック輸送です。

【委員長】
北海道に持ってくるのにですよ。海があるでしょう。

【ＪＥＳＣＯ】
もちろん青森まで来ましたら、フェリーで函館まで渡りまして、そこからまた陸送という形です。

【委員長】
船ということですね。ありがとうございました。
それでは、進捗状況について資料２－６と２－７がありますので、これは事務局から説明してください。

【事務局】
それでは、資料２－６と資料２－７についてご説明いたします。
まず、資料２－６の平成２７年度の環境モニタリング測定結果についてでございます。
資料中の１ページ目、太い線で囲っているところ、月でいいますと１月から３月分が前回の会議以降に確定した数字となっております。
平成２７年度の全ての値が確定いたしましたので、周辺環境分については年平均値を右側のほうに示しておりますが、環境基準値を超えるような値は確認されておりません。
ページをめくっていただきまして、３ページ目から排出源の測定値を示しております。
今回、若干気になる数字としまして、３ページ目の上半分のＪＥＳＣＯ実施分の排気について第２系統の２月分の測定値、このダイオキシン類の値が０．００１２ng-TEQ/m3Nと、これまでよりも若干高目の数値になっております。基準値等からは十分に低い数値となっておりますけれども、今までと比べると若干高い数字となってございます。
続きまして、資料２－７の立入検査の実施状況について説明させていただきます。

こちらも、前回の会議から追加したものにつきましては、最後の４ページ目に太い線で囲ってございます。

まず、３月７日実施分は、増設施設において平成２５年１０月３０日に発生しました容器がセットされないままスラグを出滓したトラブルに関する改善状況を確認したものでございます。

そのトラブルの原因の一つとして、出滓チャンバー内の明るさが不足し、容器がないことに気づかなかったということがございましたので、その対策として投光器が設置されておりました。しかし、その投光器がスタンド型の不安定なもので転倒するおそれがあったことから、天井つり型に設置方法を見直した結果、改善が図られたことを確認してございます。

次に、平成２８年５月２５日分の立入検査についてですが、これは道が実施しておりますモニタリングにあわせて実施した立入検査でございまして、その当時の運転状況等を確認しているものでございます。

以上でございます。

【委員長】

今のご説明に対してご質問はありませんか。

【○○委員】

環境モニタリングの輪西地区のベンゼンが、１１月の３．７、それから、２月の４．６になっています。環境基準で３μg／m3以下となっているのは、超過しているのと違いますか。

【事務局】

環境基準の設定としましては年平均値の設定となってございまして、年平均値につきましてはベンゼンの値が１．７となっておりますので、環境基準のベンゼンの３μg／m3をクリアしているという結果になってございます。

【○○委員】

これを年平均値にする理由は何ですか。年平均値が少なければ、あるときに物すごく出てもいいわけですか。

【事務局】

基準上は、そのような設定になっています。

【委員長】

環境基準は、年平均値でその環境基準値を満たすか満たさないかを評価するということに大気汚染防止法か何かで決まっているという意味ですね。

【○○委員】
わかりました。
もう一つは、いつも思うのですが、冬に多いような気もするのですが、そうではないのですか。輪西地区ではね。

【事務局】
冬に、ベンゼンの値でございますか。

【○○委員】
夏が多いのですか。
いや、いいのですが、ちょっと気になっているのです。４月、５月、６月の値と、ちょっと違うのでね。

【委員長】
冬の卓越風の関係があって輪西は高いのです。しかし、ＰＣＢのほうは、蒸気圧の関係で、夏が高くて、冬は低いのです。ですから、室蘭のＰＣＢ、ダイオキシンとベンゼンとどういう特徴があるかというのは、委員がおっしゃるように、大分時期がたっているから、整理をして、経年的にどういう傾向があるか、地域的にどういう傾向にあるか、室蘭市内の中でどういう特性があるかということを整理して説明していただくと皆さんはよく理解していただけるのではないかと思いますので、工夫してください。

【事務局】
わかりました。ありがとうございます。

【○○委員】
今のお話をいただいて、私もいつもこのデータだけではわからないと思っていたのですけれども、参考資料３に、午前中の住民への事業説明のときに、図をたくさん使われて、これはベンゼンが残念ながら載っていないのですけれども、例えばＰＣＢは夏に高いとかというところは載っているので、できれば、この円卓会議のほうでも、一部抜粋でも結構ですから、参考資料３にあるようなものを本議題の資料に１枚つけていただくと、何となく季節変動がよくわかると思います。これはお願いです。
それから、モニタリングの実施時期ですけれども、３ページの当初施設のＪＥＳＣＯ実施分と道実施分で、ＪＥＳＣＯのほうは４カ月、道のほうは８月と１月に実施されている

のですけれども、次の４ページの増設分は５月と１１月です。これは、ダブルチェックするといいますか、同じ時期に同じ施設をやるという考え方なのか。それとも、ＪＥＳＣＯが実施していない時期の間にやるのか。

前のデータでは大体同じ時期にやられていると思っていたのです。道のほうで実施される時期は何か考え方があるのですか。

【事務局】

特段、ダブルチェックの意味ということで設定しているものではございません。特に、ＪＥＳＣＯの実施時期と合わせる、または、あえて外すという設定はしておりません。

【○○委員】

今回は、こちらのほうは何でもないのですけれども、もしＪＥＳＣＯの実施で異常値が出たときに、そのときにもう一回測定はするのですが、時期が一緒であれば、道庁がやっているデータでチェックできます。ＪＥＳＣＯが４回やっているのであれば、その途中の時期は合わせたほうがいいと思います。同じデータが出るということを確認するためにされているところもあると思いますので、できれば時期はある程度一緒にして、ＪＥＳＣＯの４回のうち２回分は道庁も一緒の時期のほうがもし可能であればいいと思います。

【事務局】

わかりました。ありがとうございます。

【委員長】

では、そういう工夫もしてください。

それでは、モニタリングの関係はこれで終わりまして、次に、ＰＣＢの特別措置法が改正されましたので、そのことについて環境省からご説明をいただきたいと思います。お願いします。

【環境省】

それでは、私から、資料３－１、３－２、さらに３－２は３通りの資料が配られていますが、３種類の資料を使ってＰＣＢ特措法の改正の内容についてご説明させていただきます。

まず、資料３－１をごらんください。

これまでも、この法律の改正に当たりましては、監視円卓会議の開催の時期に合わせて、その時点で検討していた内容というのは、適宜、情報提供させていただいたと思っておりますが、本日は、最終的にこの法律がどうなったのかということについてご説明させていただきたいと思います。

資料３－１に背景がございます。

一部、ことしから新たに委員になった方もいらっしゃいますので、改めて背景を申し上げますと、ＰＣＢにつきましては、現在、全国のＪＥＳＣＯの施設５カ所で処理をしているところですが、それぞれの操業の期限というものについては、それぞれの地域の地元の皆様とのお約束をさせていただいた上で、それぞれ異なる時期で設定されているところでございます。

具体的には、背景のところの日本地図にありますとおり、トランスとコンデンサ、安定器等・汚染物では種類が違いますが、それぞれ早いところでは平成３１年３月３１日まで、遅いところでも平成３６年３月３１日までという計画的処理完了期限を位置づけております。一昨年、平成２６年６月にＰＣＢ廃棄物処理基本計画という名前の国がつくる計画を改定いたしまして、この期限を新たに位置づけたところでございます。

現在、この期限を守るために、皆様方からもいろいろとご意見を頂戴しましたけれども、大分アクセルを踏んで、早くからいろいろと取り組んでいかなければならないと、そうしないと達成が危ぶまれるという状況にあるというところでございます。

今回の法改正は、この期限を確実に達成するために、特に制度的、つまりは若干の強制力を持って期限内の処理を担保するような措置が幾つか講じられたところでございます。

具体的には、冒頭に角倉もご挨拶の中で申し上げましたが、法律の概要として４点ほど書いております。

今回の改正では具体的に四つほど例示をしてございますが、１点目はＰＣＢ廃棄物処理基本計画の閣議決定となっております。これまで、国が定める基本計画については、法律上は環境大臣が定める計画となっておりましたけれども、このＰＣＢ問題は、今回の法改正でもそうですが、使用中の機器、まだ廃棄物になっていない機械についても規制の対象にするというところで拡大いたしました。従来、こうした廃棄物ではないようなものについて規制しているのは、環境省ではない別の省庁がやっていたところでございますので、そうした別の省庁全てを含めて、政府一丸として、このＰＣＢ廃棄物の処理を期限内に確実に終えるということからしますと、この基本計画は政府全体で決める、すなわち閣議決定で決める計画に位置づけるというように見直させていただくということが１点目です。

それから、２点目でございますが、高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分の義務づけということで、ここが大きく規制を強化するところになります。

簡単に申し上げますと、保管事業者、高濃度のＰＣＢ廃棄物については、計画的処理完了期限、皆様とお約束させていただいた期限よりも前に必ず処分をしていただくという義務を新たに課しまして、この義務に違反した方に対しては行政から改善命令をかけて処理を促すことができるようにしますし、この命令に従わない場合は罰則の適用も受けるような形になりました。

さらに、括弧書きですけれども、使用中の高濃度ＰＣＢ使用製品、要は廃棄すればＪＥＳＣＯで処理をしなければならないようなＰＣＢ廃棄物につきましては、使用中の段階で

あっても期限内に必ず廃棄をしていただくということを義務づけました。特に、使用中の機器のうちトランス、コンデンサと呼ばれるものについては、従来、電気事業法のほうで種々の規制をしておったところですが、この電気事業法の枠組みの中でも、トランス、コンデンサについては使用中のものについて期限内に廃棄を行うような措置をするということでございます。

それから、３番でございますが、報告徴収、立入検査権限の強化ということです。特に、これまでも掘り起こし調査の実施については、自治体の皆様に汗をかいていただきながら大変な調査をしておるところでございます。これまでは、それを任意でやるアンケート調査によっていたところでございますが、今回、まさにそうしたところで回答いただかないようなところ、あるいは、現場に見に行って確認しなければならない場合について、法律上、ＰＣＢ廃棄物は当然ですけれども、ＰＣＢ廃棄物かもしれないというようなもの、あるいは、使用中の機器についても、都道府県等による事業者に対する報告徴収、すなわち、この規定に基づいて質問を事業者に都道府県がすれば必ず回答をしなければならないといった規定になるのですけれども、こうした報告徴収ですね。それから、立入検査です。これを法律上位置づけられますと、事業者側は行政の立入検査を拒むことができないということになります。こうした規定を加えたところでございます。

それから、最後の４番目でございますが、代執行といたしまして、仮にこうした強化をしても、例えば、保管業者が長年の保管の中で、もう破産してしまったとか、どこに行ったかわからないけれども、物だけが残っているという場合については、都道府県から改善命令すらかけられないような状況になりますので、こうしたものについて、行政がかわりに処分をできるというような、これを代執行と呼んでおりますけれども、こうした規定も盛り込ませていただいております。必ず事業者もしくは事業者が不存在のようになっている場合についても、行政がかわりに処理をしながら、期限内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の完了というものを担保できるような措置が用意されたということでございます。

より細かく書いておりますのが２ページ以降になります。

スライドの２番は、もう既にご案内のことですので、２番、３番は飛ばさせていただいてスライド４番です。４ページをごらんください。

４ページは、今、申し上げました法改正の内容ですけれども、これまで私どもがご説明してきたＰＣＢ廃棄物のどんな問題、あるいは、どんな段階と関係しているのかというものがこちらの図になっております。

これまでも、円卓会議の中で、基本計画の改定、あるいは、その後の検討の中で、きょうは青色、緑色、オレンジ色の四角で書いておりますけれども、高濃度ＰＣＢ廃棄物をＪＥＳＣＯで処理を終えるためには、大まかに言うと、この三つの段階全てをクリアしないとＰＣＢ廃棄物の処理は終わらないと考えております。

具体的には、①番が現在もやっております、まだ見つかっていない高濃度ＰＣＢ廃棄物ですとか使用製品の掘り起こし調査が終わるということでございます。

二つ目は、②番の緑でございますが、使用中の高濃度ＰＣＢ使用製品が全て使用を終了する、つまりは廃棄されるということでございます。

それから、③番でございますが、こうして行政が全てを把握した高濃度ＰＣＢ廃棄物について、ＪＥＳＣＯに全て処分委託がなされ、処理が行われるということです。

これらの３段階を経てＰＣＢ廃棄物の処理が終わるのですが、それぞれの段階ごとに課題等がございまして、これを解決するために①の課題に対しては、報告徴収、立入検査の権限を強化、②番については、使用中の機器に対する廃棄の義務づけ、それから、③番については、高濃度ＰＣＢ廃棄物の期限内の処理の義務づけとか義務違反者への改善命令、さらには代執行といったところが、今回、法律で措置をされたところでございます。

また、これら全体を見ていく上では、上の四角囲みに赤字で書いておりますが、政府全体でこれに取り組んでいくということで、基本計画を閣議決定で定める計画に格上げをするということでございます。

それから、５ページをごらんください。

５ページは、今、申し上げた措置の数量的な関係を図示したものでございますが、こちらの表は、ＰＣＢ特措法の届け出、あるいは、ＪＥＳＣＯの登録やＪＥＳＣＯの処理の実績から数字を整理したものでございます。平成２６年３月現在の数字を活用しておりますけれども、真ん中辺に届け出量と書いておりますが、ＰＣＢ特措法に基づいた届け出によりますと、使用中のトランス、コンデンサ、安定器、高濃度のものがトランスで５００、コンデンサで６，０００、安定器で１０万個ほど使用されているということでございます。

それから、廃棄物としては、全国でトランスが約五、六千台、コンデンサが約１１万台、安定器が４６０万個、トンに直すと約１万トンになるわけでございます。これぐらいあるのですけれども、まだ届け出がなされていないものがあります。それは、この表の左側の青い四角で囲っている未判明の？のところですが、今回の課題の一つとしては、この未判明のものについて、まず届け出がなされるようにしなければならないということで、見つけ出すための掘り起こし調査、あるいは、それを法的な権限をもって調査できるようにする立入検査、報告徴収が措置されたということでございます。

それから、真ん中の届け出量については、使用中と廃棄物があるわけでございまして、緑の四角で囲った使用中のものは全て廃棄物に移行しないとＰＣＢ廃棄物として処理ができないということです。ここが課題の緑の②番ですけれども、こちらを措置するために使用中の高濃度ＰＣＢ使用製品についても、期限内の処理あるいは廃棄を新たに義務づけたところでございます。

それから、オレンジの届け出量が全て最終的にはＪＥＳＣＯに登録し、処理がなされていくということで、最終的にオレンジの矢印で届け出量が全て処理済み量になります。このため、廃棄物を保持している方に対しても期限内の処分の義務づけ等をさせていただいたり、代執行といった規定が盛り込まれたということでございます。

６ページからは、それぞれの課題をよりクローズアップして書いております。

簡単にポイントだけ申しますと、６ページは、青色の①番の課題だった掘り起こし調査の関係になりますけれども、結局、今のところは行政指導ベースでしか掘り起こし調査はできてきませんでした。具体的には、任意でアンケート調査票を事業者に広く送って、そこで回答をいただくという調査のやり方をしていたのですが、それでの回答率も低い部分もあるということで、今回、立入検査や報告徴収権限が強化されたところでございます。

実際に、こうした取り組みをすることで新しくどれぐらい見つかるのかというところですが、一つの推計としては、６ページの右下に参考①という四角囲みの記載をしておりますが、既に西のほうでは、期限がもっと早いこともあって掘り起こし調査が終わっているところもあります。

一つの例としては、北九州市です。ここが全国で最も早く掘り起こし調査を終えたところだと思いますが、北九州市は、市内の全事業所に対して掘り起こし調査をやられたのですが、その結果、新たに見つかった高濃度のＰＣＢ廃棄物は、それまで把握している量の多くても１割程度だったところでございます。

それから、この紙にはないのですけれども、ほかの自治体でも調査を終えているところが幾つかありますが、そこを押しなべて見ても、新たに見つかっている量は多くても今わかっている量の１割程度ということでございます。先ほど、表のところでご説明いたしましたとおり、あれを全部足し合わせると、トランスで約６，０００台、コンデンサで１２万台、安定器で４７０万個ぐらいの数になるのですが、全国的に言うと、おおむね１割ぐらいが、今後、新たに見つかってくるぐらいで、例えば、その倍半分ということになっていくことではないと考えております。

それから、７ページでございますけれども、７ページは使用中の機器に対する課題などをまとめております。使用中の機器について、数については左側の図にありますが、右側の四角の箱二つ書いております。下の箱をごらんいただきたいのですけれども、高濃度のＰＣＢ使用製品、使用中の機器については、本来では昭和４７年より後、遅くとも５２年より後には新たに使われることがないような国内の制度の状況になっておりましたので、今使われているＰＣＢ使用機器、高濃度のものは、既に４０年近く、あるいは４０年以上使い続けられているものでございます。しかし、トランス、コンデンサの更新の推奨時期は、長いものでも２５年で更新するべきだと言われておりますし、照明器具においては、メーカーからは約１０年でもう交換しないと危ないということが言われています。そうした中で、４０年というのは、その倍とか４倍ぐらいの期間をずっと使い続けられているものでございます。こうしたものについては、今はＪＥＳＣＯでしか処理できないわけでございますから、使っている間は財産だというお話もあるのですけれども、本来は２５年とか１０年で寿命を全うするようなものですから、もう価値の分だけ使い切っていて、廃棄すると今はＪＥＳＣＯしか処理先がないということであれば、今回の規制は、決して財産権に対する厳しいものではないという整理がされているところでございます。

それから、８ページは処理の委託の関係でございます。

処理の委託につきましては、これまでも皆様方からもご指摘いただいたとおり、真ん中から下の左側の表の赤い囲みですが、法律上の義務となっている届け出に対して、ＪＥＳＣＯの処理委託を行っていく、その際に任意で行っていただいている登録手続ですけれども、この量を比較しますと、届け出量のトランスであれば半分ぐらい、コンデンサは９割とかなり多いのですが、それでも届け出のほうが多いという状況になっておりまして、これは全て登録がなされないと処理委託がされないわけでございます。安定器が極端に低いのは、今年から東京を受け入れたというように、これまで東京、豊田、大阪、安定器の処理施設がなかったエリアについては登録手続がされていなかったということがありますので極端に低い数字になっています。

いずれにいたしましても、ここから先、この登録量を届け出に対して１００％にしなければならないということが一つございます。

もう一つ、代執行の話をいたしましたけれども、現時点で既に保管事業者がどこにいるかわからないとか、破産してしまってお金がないということで処理が滞っている事案を示したのが８ページの右側の表になります。

既に全国で高濃度とわかっているもので１４７事案、濃度がまだわかっていない、高濃度になる可能性があるものが７４事案ほどございます。こちらについては、このままですと片づける主がいないので、行政代執行ということを、今回、規定として新たに設けたところでございまして、そうしたものを活用して一個でも物が残らないようにするという措置が用意されたものです。

今まで申し上げた制度の内容について時系列の考え方を入れて並べますと、９ページの図になります。

縦に引いている３本の線がありますけれども、これは右側に行けば行くほど時が進むような図になっておりまして、一番右側に期限内処分の実現とありますが、その一つ左にある縦の青い線の時期がＪＥＳＣＯの計画的処理完了期限となっております。これよりも前の段階で処分期間を新たに今回法律で位置づけて、そこまでに廃棄あるいは処分の委託を必ず行っていただくと。行わない場合は、先ほど申しましたとおり、命令がかかるとか、この図にもありますけれども、改善命令、それを守らない場合は罰則が適用される、それから、行政代執行によって片づけるといった措置がとれるような法律の体系になりました。

この処分期間と、ここでは特例処分期限日という二つの言葉が出てまいります。処分期間というのは、法律上、原則、この期間までにＰＣＢ廃棄物を委託しないとだめですという期限を処分期間としております。結局、計画的処理完了期限を守るためには、それよりも前にアクションを起こしていただかないと最終的な計画的処理完了期限を守れませんので、計画的処理完了期限よりも前の時期にしました。何年にするかというのは、この円卓会議の中でもご意見を頂戴しましたけれども、この処分期間を超えると行政命令がかか

り、最終的には罰則まで適用されるという非常に厳しい義務が課せられるわけでございます。その義務と、義務の重さ、改善命令、代執行の手続に要する時間を考慮しまして、正確には、この後、政令で定められますけれども、我々としては１年前がよろしいのではないかということで、１年前と書いているところでございます。

それから、特例処分期限日というのは、計画的処理完了期限と同じ期限になります。これはどういうものかというと、今のＪＥＳＣＯの期限が決まったのは２年前の平成２６年の６月です。平成２６年６月の基本計画を見て、非常に真面目な事業者の方々は、その時点で、新たな期限を絶対に守るために、廃棄あるいは委託の手続をしております。特に、ＰＣＢ廃棄物を多く持っている方になればなるほど、単年度で一遍に処理委託をできないので、複数年に分けて処理委託をします。あるいは、使用中の機器を取り外そうとしますと、工場内で一旦停電させなければならないという作業が必要になってきます。生産工場であれば、全面停電をした分、生産できませんから、それもいついつにやるという時期を何年か先までも見通してプログラムをしているという方が実際にいらっしゃいます。そうした方々が平成２６年６月の時点で存在しているとして、その２年後の今になって、さらに１年前倒してそれをやってくださいというのはさすがに難しいのではないかと思います。ただし、そうした方々は、計画的処理完了期限、一番遅い期限までには委託をすることが確実であろうということでございますので、法律の中で、本当に計画的処理完了期限までに委託が確実に行われるということがあらかじめわかるぐらいの証拠があるような方については、特例処分期限日というところまで、つまりは計画的処理完了期限ぎりぎりまでに委託をしていただければいいという特例を用意しました。

改正法の説明は以上ですが、条文をつけておりますので、どの条文が私が申し上げたところかということだけご紹介させていただきます。

資料３－２のうち、ＰＣＢ廃棄物の法律の新旧対照表があります。開いていただくと、上下に表になっているもので、上に改正法が書いてあり、下に現行の法律が書いてある資料です。

表紙をめくった１ページ目の第２条というところが定義という規定です。第２条の中の文章で、第２項のところに書いてあるものが、ＪＥＳＣＯの処理対象になる高濃度ＰＣＢ廃棄物はこういう廃棄物のことを言いますという定義をしております。

さらに、２ページの第３項、その次に出てくる第４項で、使用中のＰＣＢが入った機器について、３は全体を定義しており、４はその中でも廃棄されるとＪＥＳＣＯで処理する対象になる高濃度のポリ塩化ビフェニル使用製品、ＰＣＢ使用製品はこうしたものだという定義をしております。

ページが飛びまして、６ページをごらんください。

第１０条とございますが、期間内の処分ということで、第１０条の「保管事業者は」から始まっている最初の文章が、高濃度ＰＣＢ廃棄物を持っている保管事業者は、先ほど申しました計画的処理完了期限の１年を前にと考えておりますけれども、処分期間までにＰ

ＣＢ廃棄物をみずから処分し、または他人に委託しなければならない、つまり、やらなければだめですよという規定がここに置かれております。

それから、第３項では、先ほど申しました特例処分期限日を定義しております。この後に一番と二番と書いていますが、このどちらにも当てはまる人であれば、特例処分期限日までに処理をしてくださいということで、この条件として書いておりますのは、この特例処分期限日までに処理が確実であることを証する書類をもって判断できる人については、特例処分期限日を適用するという規定でございます。

それから、７ページに飛びまして、第１２条が改善命令の規定でございます。ここでは、第１２条に書いてありますとおり、保管事業者が第１０条第１項または第３項の規定ということで、先ほど処分期間と特例処分期限日のところを第１０条でご説明した二つのどちらかに違反した場合は改善命令が適用することができるという規定となっております。

それから、８ページが第１３条の規定でございまして、こちらが行政代執行を可能とする規定でございます。第１３条に一番、二番、三番と書いておりますが、この三つの条件のどれかに当てはまる場合に代執行をできるといった規定となっております。

この三つの漢数字の条件というのは、改善命令をかけた相手が命令を守る見込みがないとき、あるいは、改善命令をかけるような状況なのですけれども、かける相手が見つからないとき、わからないというときにこの代執行ができるという条件となっているとご理解いただければと思います。

それから、１０ページをごらんください。

１０ページは、第１８条の規定でございまして、ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等と書いておりますが、使用中のＰＣＢ機器についての規制でございます。第１８条と書いている最初の文章にありますとおり、所有事業者は、処分期間内に高濃度ＰＣＢ使用製品を廃棄しなければならないという義務づけが新たにされているところでございまして、２番については、特例処分期限日が適用される方は特例処分期限日までに使用中のものを廃棄してくださいと書いております。

それから、３番には、仮に処分期間を超えてもなお使用中の機器を使用し続けた場合にどうなるかということが書いております。処分期間内に廃棄されなかった使用製品については、そこからはこれは廃棄物とみなして、先ほどの改善命令の規定などを適用できるようにしているということでございます。

最後に、１６ページをごらんください。

第３３条でございます。ここから罰則が書かれておりまして、第３３条の第１号に、第１２条１項の規定の命令に違反した者ということで、第１２条１項は改善命令の規定を言っておりまして、改善命令に違反した方については、３年以下の懲役もしくは１，０００万円以下の罰金、あるいは、この両方がかかるということが規定されております。

以上、駆け足でございますが、今回改正されたＰＣＢ特措法について説明させていただ

きました。５月２日に改正法が公布されて、公布された日から３カ月以内に施行ということで、新しい法律が動き出すことになります。３カ月というと、一番遅い日が８月１日になるわけでございまして、８月１日までのいずれかの日に、別途、政令で定めて、この法律が実際に動き出し、この規定が生き出すことになります。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

今の特措法の改正に関係する環境省からのご説明に関して、ご質問やご意見がございますか。

【○○委員】

先般、北九州に行って掘り起こしのお話をお聞きしたのですけれども、そのためには人的な調査がかなりのウエートを占めるということですが、北海道において、その人的調査をするだけの人材が確保できるのかどうなのか、これがまず第１点です。

それから、安定器、ＰＣＢそのものの全生産量がわかっていると思うのです。安定器だったら何台生産し、出荷しているかというのが出ていると思うのですけれども、その辺のところと、今までの調査の部分と、かなりの部分がもう廃棄されていると思うのです。その廃棄されている部分に関しては、今後、どのような調査をされようとしているのか。例えば、産業廃棄物の処分場を調査するということまでやろうとされているのか、なくなったものはもう仕方がないということで諦められるのか。

もう一点は、私どもの宿泊施設も全くわからないままに安定器があり、高濃度があって処理はさせていただいたのですけれども、処分は終わったということです。多分、事業者として認識されていない方がそこにまだあると思うのです。私どもも電気事業法にかかわっているものではないですから、そういったところがたくさんあると思うのです。それをどういうふうにして調査、発掘するのか。また、所有者に認識させるためにどういう方法を考えているか。

一つの考え方として、倉庫とか宿泊施設ぐらいのものになってきますと、特殊建築物扱いをされるのです。そうすると、そこに築何年という特殊建築物が市のほうに全部届け出が出ているはずなので、その辺のところから調査していかないと、単なる電気事業者というのはちょっと不足ではないかと思います。

その３点についてお聞かせください。

【委員長】

まず、北海道の事柄については、道のほうからお願いします。

【北海道】

北海道庁は、全道に１４の振興局がございます。そこで、環境生活課という組織がございまして、その中で職員が数名から多いところで五、六名、職務を全うしております。

ただ、ＰＣＢ専掌で事務を行っているというところではございません。〇〇委員が北九州へ行かれたときに私も同行しましたけれども、北九州は専従で５名でしたが、その専従の方々がＰＣＢ業務に従事しておられたということです。

限られたマンパワーではございますけれども、北海道は、エリアが広いということもございますし、限られたマンパワーではございますが、このマンパワーをうまく活用するということが私どもに求められておりますので、できるだけ計画的、効果的にこういうものの数を把握することができるように努力をしていきたいと思っております。

【委員長】

あとの２点は、環境省からお願いします。

【環境省】

２点目と３点目のご質問にお答えしたいと思います。

まず２点目は、おっしゃるとおり、ＰＣＢについては製造された量はわかっておりまして、約５万トンが製造されております。現在、その処理されているものは、ＰＣＢに換算した量をＪＥＳＣＯが出しておりますけれども、５万トンには達しないような数字になろうかと思っております。その差は、委員がおっしゃったとおりのことも、これまで４０年間あるいは３０年間で処理されていったものも紛失されたものも実際にあります。

今般、我々は、どちらもおっしゃるとおり重要ですけれども、まずは今まだ残っているＰＣＢ廃棄物の処理はＪＥＳＣＯしかできませんから、何とかこの制度も使ってあらゆる手段で探し出して、これを確実に期限内にＪＥＳＣＯに送り込むということをやっていく必要があろうと思っております。

それ以外の環境については、基本的に環境という観点でいきますと、これまでも別の部局ではありますけれども、モニタリング等もしております。あるいは、こうしたものが実際に土壌を汚染したという場合には、土壌汚染の法律の中でそれが浄化されていくような仕組みもございますので、今、私のほうからお答えするとすれば、そういう体制で臨んでいくのではないかと考えております。

それから、３点目は、この掘り起こし調査でございます。

これまでも、こちらの委員の皆様、あるいは、これはどちらの監視会議の委員の方からもいろいろなご指摘、アイデアを頂戴しているところでございます。私どもも、少なくとも、今回の法改正によってＰＣＢ廃棄物を見つけ出すのは、電気事業法に基づく経済産業省と、ＰＣＢ特措法に基づきます都道府県と環境省、要は連合軍で見つけることになりますけれども、それだけでは担い手は足りないということがありまして、これまでもご紹介

させていただきましたが、そうしたいろいろな方々との連携を強化して、さまざまな取り組みをしていこうという受け皿として、ＰＣＢ廃棄物早期処理関係者連絡会という会議を用意しております。そこでは、今のメンバーとしては、今申し上げました国、都道府県のほかに電気関係の保安事業者、電気保安協会、電気管理技術者協会の方にも入っていただき、さらにはＰＣＢの機械を製造したメーカーの方にも入っていただいています。

これだけではなくて、今、おっしゃっていただいたとおり、さまざまなアイデアを持ってやれる担い手、声をかける人をふやさないと見つからないと思いますので、引き続き、そういった場も活用しながら、私どもとしては、より効率的に見つかる方法ということで、マニュアルを一つつくっていますけれども、これをさらに改訂して、より現場で発見しやすくなるようなやり方を検討してまいりますし、それを広く広めていきながら、あるいは、これにはもう一つ普及啓発というアプローチも別途必要になってまいると思っております。

これについても、一人が声かけをするのではなくて、持っているであろう事業者に幾つかの方向から声がけをすることで、どれか一つがその方の耳に届くような普及啓発が必要ではないかと思っております。

これも、どういうやり方でやればいいということではないと思いますので、皆様方からのご意見を頂戴しながら、我々も、適時、検討、普及啓発を行っていきたいと考えております。

【委員長】

ほかにございますか。

【○○委員】

今の○○委員の質問とも関連しますけれども、今回の法改正で厳しくなったという一面はわかるのですけれども、これは期限と責任の問題が厳しくなったと理解する内容なのでしょうか。

現実問題として、ＰＣＢの機器自体に１０年、４０年という期限があって、もうとっくに過ぎているよという状況があって、実際に何年か前に苫小牧高専でドラム缶に入ったようなＰＣＢが腐って地中に落ちてなくなってしまったということが新聞報道されました。

問題は、代執行というのは最後の最後の話です。問題は、今、現場で何が起きているかということでいけば、この法の趣旨というのはどちらかといえば届け出主義なのです。その届け出主義を一歩超えて人的に探しに行こうというところまで踏み込んできているという点では前進ですが、具体的に踏み込んでいったら、もう危ないという状況はあり得ると思うのです。そのときに、行政代執行ではなくて、そのときに対応する権限を道とか関係機関に、容器に移しかえるとか別の容器に入れるとか、きちんと対応できるようなことをやっていかないと意味がないと思うのです。

今、工場では、所長以下、必死になって漏らさないように処理しているわけです。我々も、立場上、監視するという立場で物を見てきているのですが、仮に多少漏れたところで、その量はそんな大きな問題ではないのです。むしろ、先ほどの５万トンが何ぼになるかという話があるのですが、その差の部分について、既に相当量が漏れている可能性もあるし、これからも漏れる可能性があります。その状況を把握したときに、すぐ行政を含めて対応するということです。行政代執行ではなくて手前の話だと思います。状況に対して対応するというところが何か欠けているような気がするのですよ。期間の問題ではなくて、状況を把握するということです。

今、いろいろな業者の関係するところの話は割と整ったところで、それから漏れるところへ入っていかないと問題は解決しないわけで、そこにある実態は、私も一部見たことがありますけれども、誰も管理する人がいなくて、雨露の中にさらされている状況があり得るわけです。そのときに、それを発見したときに、行政手続でどうのこうの時間をかけていたら、時間がたって行ってみたら、もうなかった、どうしたのだろうと思ったら、下に穴があいて、全て地中に消えてしまったということだって起こり得るわけです。そういう具体的な状況の把握とそれに対する対応方針をもっと明確に持つ必要があります。

今、道のほうでお答えになった話だと、今の人員はふやさないということです。僕は、仕事柄、環境のところに時折、顔を出させていただくのですが、彼らはほかのことで物すごく忙しいのです。実際に行ったら、そこに３分の２ぐらいの人しかいなくて、どこへ行ったのかと聞いたらヘリコプターに乗っていますとか、いろいろなことをしているわけでしょう。そういう状況の中で、今、さらに加算されて仕事ができるのかという疑問を感じています。

私は前から繰り返し言っているのですが、それができるような予算措置や人的な措置をもっと明確に出さないと、絵に描いた餅になる可能性があります。厳しさだけは強調されて、私も確かに前進したと思っています。ただ、中身が伴っていないのではないかという気がしてならないのです。

今は、最後の行政代執行のほうの厳しさに目が行っているけれども、問題は、現実にあした起きることに対してしっかりした対応ができるかどうかが大事だと思うのです。

僕は今、各工場で必死になって処理をして漏れないように頑張っているわけです。しかし、その一方で、どこかでその何百倍、何千倍、何万倍という量がすっと消えている可能性があるわけです。そこをどうするかです。

最後に一つ、私がいつも言っていることですが、これに最大の力を持っているのは国民だと思うのです。ですから、限られた中で協議をして努力するということ自体は、いいことだし、大事な責任も伴っているからやらなければいけないのだけれども、できれば、何億円かかるかわかりませんけれども、国民に等しく、こんな状況になっているから、皆さんの見聞したことを教えてちょうだい、知恵を出してくださいということをやる方法はないのかということです。１億２，０００万人の国民がそれを見ていれば、１億２，０００

万人の生活があり、そこに経験があるわけですから、「あれ、もしかしたらそうじゃないのか」とか「俺のところの工場は違うのか」ということが出てくる可能性があります。ですから、そこはもう少しスケールの大きいことを考えなければいけないと思っております。

【委員長】

ありがとうございました。

前に私が在職していたところは、ＰＣＢを保管していて、それを東京都に毎年書類を出していたのです。保管していますというペーパーを出すはずですが、そのときに、保管状況の写真を１枚つけさせるぐらいのことは、今、デジタルで簡単にできますから、それぐらいの工夫はあってもいいのかなという気がします。

苫小牧高専もぽっと出していただけで、どういう状況だというのはなかったと思いますし、北大でも、北大医学部の先生もいらっしゃるのですけれども、昔、動物実験でＰＣＢを使っていたのです。それを使った動物実験のネズミをドラム缶に入れて保管しているのです。それは、油だけではなくて、腐らないような防腐措置をした状態で保管をしているのです。ですから、どこかにちゃんと保管しているはずなのですが、どんなところで、どんな保管をしているかということを紙には書いてあるのですが、実際にはデジタル情報としてないので、そんなものの工夫が要ると思います。それは、国全体でやるのではなくて都道府県単位ででも工夫されれば、皆さんは安心されるのではないかと思います。○○委員のお話を伺っていて、それに写真ぐらいつければと思うのです。今、建設の工事などでも写真があれば立ち合いをしなくてもいいという話になってきていますから、そういうようなこともあると思います。そんなことをふと感じました。

それから、私が気になるのは、例えば、７ページのところで使用中のものがありますね。使用製品の使用数というものです。トランス、コンデンサは物が物で大きいから使用数はわかるのですが、安定器に関して言うと、東京は１都３県ですね。これが２万２，０００です。北海道が１道十何件で２万ぐらいですね。ＧＤＰなどで言ったら、東京首都圏の１都３県と１道十何件と同じぐらいのポテンシャルではないから、もっと東京にあるのではないかと思うのですが、こういうところで出てきた数字をほかの経済活動なり、事業所数と割り戻してみて、この数字の確からしさなんてものも、別途、国で検討していただくといいのかなと思いましたので、お願いします。

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

【環境省】

先ほどご指摘いただいたことで、もし現場に行った場合にもう漏れているという場合についてでございますが、法的な措置でどうなるかということだけを申し上げますと、ＰＣ

Ｂ特措法は、ご案内のとおり、もともと廃棄物の規制です。今回、使用中の機械にまで手が及びましたが、廃棄物の規制ですから、いわゆる特別な法律という位置づけでございます。特別というものがあれば、一般の法律もあります。一般の法律が廃棄物処理法という法律になります。こちらもＰＣＢ廃棄物には適用されることになりまして、基本的にＰＣＢ特措法は、もともと法律の建てつけが委員からおっしゃっていただいたとおり、処理期限内に責任を持って処分するということを位置づけているのがＰＣＢ特措法です。

では、ＰＣＢ廃棄物で生活環境の保全はどうするのだというと、そちらを担っているのは廃棄物処理法になりまして、基本的に廃棄物処理法で、まさにＰＣＢがもう漏れ出した、あすにも漏れそうだということであれば、そちらについては廃棄物処理法に基づいて行政が措置命令をかけることができるようになっています。

これは、生活環境保全上の支障が現に生じる、あるいは、そのおそれが非常に高い場合に、事業者にこれを片づけろということです。その前に、基準違反であれば、処理基準に違反した時点で改善命令をかけることができます。あるいは、その措置命令をかけた後に代執行もできるようになっていまして、生活環境保全の観点からいきますと、廃棄物処理法側で一応措置をしています。

ただ、いずれにしても、現場で臨機応変に使えるようにならなければならないということが一番の問題ですので、我々もそこを注意して都道府県と連携しなければならないことだと思っております。

以上でございます。

【委員長】

まさにそのとおりですが、先ほど、道のほうからお話がありましたように、都道府県、政令市もそれなりに人の制約条件が厳しくなっているので、いろいろなことを工夫しながら掘り起こし調査も的確にやって、期限内に処理が済むようにお互い知恵を出し合っていきたいと思います。

【○○委員】

今、大変厳しい特措法の改定が出ましたけれども、これは、各事業所、事業者のほうにどのように発令するのですか。

今はできたばかりでしょうけれども、そこをきちんとしていかなければいけないと思っているのですが、その辺はちゃんとおわかりになるのですね。

【環境省】

一応、制度自体は官報登載という形で広がりますが、我々は一応、経済産業省と協力して、ことしの秋口ぐらいから事業者に対する説明会を、北海道を含め全国１４カ所で行おうと思っています。昨年度も、一部の地域だけではやったのですが、今回は、全国に広げ

て１４カ所で事業者の皆様に広く集まっていただいて、まさに法律改正の内容や、そのほかにも低濃度のＰＣＢ廃棄物についての処理の仕方とか、ＰＣＢ廃棄物全般の最新の情報をご説明したいと思っております。

もちろん、それ以外にも都道府県等を通じた制度の普及啓発はこれまでもやってきておりますが、同じように引き続き、そうしたことでの制度の普及もしていくことになろうかと思います。

【○○委員】

説明会にいらっしゃる方はいいですけれども、なかなか出ていくのが難しい方はどうするのか。

もう一つお聞きしたいのは、今はＰＣＢの油自体は事業者、現場では使っていないのですよね。でも、使っているよという話も聞くのですが、その辺はどうなのでしょうか。教えていただきたいかなと思います。

【環境省】

今も使用中のものは、先ほど申しましたとおり、トランス、コンデンサ、それから安定器という形で、その中にＰＣＢ油が入っているものが今も使われております。

ただ、新しくＰＣＢを製造するということについては、昭和４７年の当時の通産省の行政指導でとまっておりますし、法律上も化学物質審査法という法律があるのですけれども、そちらで昭和４９年に、法律に基づいて製造は禁止されている状況です。

【○○委員】

それはわかっていますけれども、今使っているＰＣＢの油自体はどういうことなのですか。

【環境省】

その時点で使われていたものについては、これまでの法律上は、そのまま継続して使ってもいいという形になっていました。

【○○委員】

そうなのですか。

【環境省】

それを今回の法律改正で、高濃度のＰＣＢが入っているものは期限内に廃棄する義務を課したということです。

【○○委員】
わかりました。

【委員長】
結局、使っておられる事業所の方が、ＰＣＢが入っているかどうかということを正しく認識されていないから、不安に思っている方が結構いるのだという話でしょう。

【○○委員】
それを聞くわけですよ。まだ使っているよと言われるわけです。そうすると、えっというふうになりますよね。そこら辺の見解をお聞きしたいのです。

【委員長】
ですから、今度からは、先ほどのご紹介のように、商工会やいろいろなところを通じて説明会に来ていただいて、あるいは、電気保安の関係の方が事業所に立ち入ったときにちゃんとご相談に乗るという制度もきっちりやろうと言っておられるので、今までよりはよくなろうかと思いますが、先ほど○○委員が言われたように、事業所向けの説明会だけではなくて、国民全般に対して、特措法が変わってＰＣＢの処理が平成３６年、あと１１年で終わるような枠組み、仕組みになりましたということをわかってもらうようにしてもらうと、事業所の方も、ああそうか、もう一遍、うちのものを見てみようかという気持ちになられるので、そういう工夫をしていただきたいと思います。
ただ、最近は、何でもかんでもホームページに載せるのです。環境省のホームページを見たって、こんなにいっぱいあるから、わかりにくいのです。何でもかんでもホームページに載せればいいというものではないので、その辺のところもＰＲあるいは告知の方法は少し違う形で考えていただくことも、当世風の周知の方法も考えなければいけないと思いました。
ほかにございますか。

【○○委員】
会議に参加されているところを室蘭市、伊達市、登別市を限定されておるのですが、これからの話は、札幌とか非常に大きなところで使っているものが問題になるところだと思うのです。こういうところは、広域協議会などでお話しになっていると思うのですが、ここの話を聞くことも大事ではないかと思うのです。そのあたりはどうでしょうか。
全部から来いというふうに言うかどうかは別にして、大きなところですね。そういうところは来てもらってもいいのではないかと思うのです。

【委員長】

広域協議会でしたか。今度、１都３県も入るのですね。広域協議会の進め方について、特措法が変わったことによって、このようなことを考えていきたいというお考えがあれば、道のほうから話していただけますか。

【北海道】

今、眞柄委員長からお話がございましたとおり、広域協議会とか早期処理連絡会を立ち上げて、北海道としては１道１５県プラス１都３県に集まっていただいて、いろいろ協議をしているという現状です。

おっしゃるとおり、政令市、札幌市、旭川市、函館市、これらの政令市はメンバーには残念ながら今まで入っていないという状況でございます。ですから、私の個人的な考えですけれども、お声がけをしたいと思っています。やはり、こういった法律が変わったことによって、北海道全体でＰＣＢ廃棄物の処理を円滑に進めていく、これが大事なことでありますので、道だけが進むのではなくて、政令市も一緒に進む、同じ取り組みを同時に行っていく、効果的にやれることがあるのであれば、お互いに創意工夫しながらということも考えられると思っておりますので、そういったところは道としても検討をしたいと思ってございます。

【委員長】

道だけではなくて、室蘭の事業所にとってみれば、対象区域の掘り起こし調査が的確に行われている、それで、進んでいるところがおくれているところに対していい経験を伝えてあげるとか、そういうための協議会にしていただかないと、室蘭は、駆け込みでどこかのあいつが最後にぼこっと出てきたなんて言われたら、ＪＥＳＣＯのほうも計画的に処理できないのですから、掘り起こし調査も、先ほど、北九州は５年かかったと言っているわけですけれども、今回の法律改正のときも、北九州の経験が掘り起こし調査をやる上で非常に大変だから、みんな一生懸命やるためには、北九州のことを参考にしながらやろうなんて話になっていたわけですよ。

それと同じように、室蘭でいえば、室蘭で処理をしなければならない地域の人たちの掘り起こし調査が同じようなペースで確実にいくわけです。もちろん道が一番進んでいるのだったら、道が一番最初にやって、ほかのところにやり方を教えてあげるとか、そのような前向きなスタンスで、室蘭が予定している平成３６年までに終わるようにね。

もっと言い方を変えれば、３年置きに見込み量をもう一遍積み上げて修正しながら操業のタイミングを考えるような計画的な処理事業ができるように工夫をしていかなければいけないと思っていますので、ぜひお考えください。お願いします。

ほかにはございますか。

【○○委員】

今まで出てきた議論のとおりだと思うので、あとはやるだけだと思いますが、北九州で５万カ所ですね。５年間で本当に間に合うのかどうかというのはかなり速いスピードでやらなければいけないと思うのです。

そういう意味で言うと、室蘭市がまず先陣を切って、今おっしゃったようないろいろなチャンネルで、例えば○○委員が所属されているホテルとか、そういう事業所は、電気事業法ではなくて、ホテルの協会のほうから、古いホテルの建物を持っておられるところはよくご存じだと思うので、その業界の協会とかグループに投げかけてやってみると。

それは、全国的にというか、全体の協議にはならないと思うのです。多分、室蘭で１回やってみて、室蘭だとうまくいったとか、伊達でうまくいったとか、そういうものを具体的にやっていくというか、それをまず始めないと、何となく国全体の動きを待っていても、例えば、道庁主体でやられると思うのですけれども、結局、やるのは市町村ですからね。

そういう意味では、ぜひ室蘭市に先陣を切ってやっていただいて、室蘭市で実際にそういう事業をやったときに、先ほど１０％ぐらいが見つかるのではないかというお話だと思うのですけれども、逆に言うと、１０％見つかる可能性があるわけです。１００カ所を調べると１０カ所で出てくる可能性もなきにしもあらずなので、ぜひ室蘭市で先陣を切って、伊達、登別のほうも先陣を切ってやっていただければというのが私の最後のお願いです。

【○○委員】

これは提案ですが、たまたま、モニタリングの概要と結果についてという中に、空気中とか底質とかずっとピックアップして見ていったら、大阪とか関東圏と名古屋圏ですね。北海道では特別に釧路圏のＰＣＢ濃度が高いというグラフがあるのです。

ここで共通しているのは、中小零細業者が集中している場所だと私は認識しているのです。中小零細業者が悪いという意味ではなくて、中小零細業者のところでもまだかなり使っているところがあるのではないかと思うのです。彼らにとっては、これをやめなさいと言われて、はいと言えない状況が存在する可能性があるのです。それはなぜかというと、新しい設備投資をしなければいけないのです。処理量だけの問題ではないのです。

これは、環境省というよりも、経産省の管轄になるのかもしれないけれども、ＰＣＢの使用をやめて、新しい設備を入れなければならないという状況に中小零細業者が置かれたときに大変な負担を感じて、場合によってはできないということも起こり得ますので、これに対して、補助制度を含めて、国のほうで特枠の制度を提起したほうが、より促進すると思うのです。

私は、たまたま、そういう分野の人たちと接点が多くて、いつも経営の悩みを聞くのが仕事みたいなところがあるのですが、この濃度の一覧が４枚ほどありますけれども、中小零細業者が非常に集中している地域に大きく丸が書かれていると見ていて、やっぱりそう

なのだろうと思って見ました。

ここの部分は、処理だけに焦点を置かないで、設備投資という点で、設備投資をきちんとできるようにしてあげるようなことも考えてあげなければいけないと思います。これは提案です。

【委員長】

ありがとうございました。

ほかにございますか。

なければ、本日の準備されている議題は終わったのですが、それ以外に何かありますか。

【○○委員】

冬に北九州に行かせていただいたのですけれども、飛行機が飛ぶとか飛ばないとかということで大変な目に遭ってきました。やはり、今回、この事業は続けていただきたいということは常々お願いしているわけですけれども、雪が降らない時期に、できたら年内のせいぜい１１月ぐらいまでに実施していただけるようにご配慮いただければと思います。

要望だけをお願いします。

【委員長】

ありがとうございました。

今年度のいつ行くかはわかりませんが、そういう予算的な措置がとれる場合には、冬を避けて気候が安定しているときに行くような工夫をしていただければということだと思います。

それでは、あとは事務局でお願いします。

３．閉　　会

【事務局】

眞柄委員長、ありがとうございました。

委員の皆様には、本日の限られた時間ではございましたけれども、貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

その中で出ました早期処理完了に向けて、また、掘り起こし調査の実施に向けて、さまざまな課題に対して、人的な面、予算の面、いずれも限られてはおりますけれども、しっかり対応していけるようにこれから努力していきたいと強く感じました。

本日は、まことにありがとうございました。

ちなみに、次回につきましては、９月から１０月ごろの開催を予定しておりますので、ご案内申し上げます。

それでは、本日はこれで終了いたします。
どうもありがとうございました。

以　　上